

ケアハウス　ハーモニーほんごう  
月々のお支払いいただく金額

① 事務費　② 生活費　③ 管理費　④水道料　⑤給湯器料の合計金額になります。

	前年の年間収入	① 事務費	② 生活費 (食事、共益費)	③ 管理費 (家賃)	④水道料	⑤給湯器	月額合計
1	1,500,000円以下	10,000	44,513	23,300	1,300	300	79,413円
2	1,500,001～1,600,000円	13,000					82,413円
3	1,600,001～1,700,000円	16,000					85,413円
4	1,700,001～1,800,000円	19,000					88,413円
5	1,800,001～1,900,000円	22,000					91,413円
6	1,900,001～2,000,000円	25,000					94,413円
7	2,000,001～2,100,000円	30,000					99,413円
8	2,100,001～2,200,000円	35,000					104,413円
9	2,200,001～2,300,000円	40,000					109,413円
10	2,300,001～2,400,000円	45,000					114,413円
11	2,400,001～2,500,000円	50,000					119,413円
12	2,500,001～2,600,000円	57,000					126,413円
13	2,600,001～2,700,000円	64,000					133,413円
14	2,700,001以上	68,262					137,675円

上記金額は国の基準により定めてありますが、基準が改定した場合多少変更することがあります。

注) 事務費は対象収入額に応じて、負担額が変わります。「対象収入」とは、前年の収入から租税、社会保険料、医療費などを控除した額をいいます。

<お二人で入居の場合> お二人の収入及び必要経費を合算し、その合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とします。また、その額が150万円以下の場合は、それぞれの事務徴収額を30%減額いたします。

<入退去時の管理費について>

月の途中での入居及び退去に伴う管理費については下記のとおりとします。

管理費23,300×ご利用日数÷入退去のその月の日数(小数点以下切り捨て)

[その他の利用料]

①入居一時金 500,000円(退去時に入居期間分を精算してお返しいたします。)  
50万円をお支払いになった場合の精算方法

$\frac{240\text{ヶ月}(20\text{年間}) - \text{お住みになった期間(月単位)}}{240\text{ヶ月}(20\text{年間})} \times 50\text{万円} = \text{お返しする金額}$
---

②居室内で使用した、電気料、電話代は自己負担です。

③冬季加算料金として 11月～3月までの5ヶ月間は、共有部分の暖房費として、1ヶ月4,881円が加算されます。